

## 新型インフルエンザ(簡易検査 A 型を含む)への対応について

有度フットボール事務局

練習は継続して行うことを基本としますが、各学年内の発症者数の状況により練習の可否を決定することとなります。また今後の対応につきましては、厚生労働省や学校など関係各所の指導に従い、適切な対応をとることといたします。日頃から感染予防に努め、安全に練習ができるように感染拡大の防止にご協力ください。

### 【感染予防策】

- (1) 日常のうがい、手洗いの励行(手指の消毒、殺菌スプレーの使用)
- (2) 十分な栄養、休養、睡眠などによる体調管理
- (3) 咳エチケット(マスク使用、手やティッシュで鼻・口を覆うなど)
- (4) 検温

### 【お願い】

- (1) 咳、発熱(微熱)等の症状がある選手は、**練習を自粛**してください。
- (2) 送迎時、必要とされる方は**マスクの着用**をお願いします。
- (3) 学級閉鎖、ご家庭内で発症者が出た場合等は**学校の指示に従う**ようお願いします
- (4) インフルエンザに感染した場合は、速やかにご連絡ください。

\*\*\*\*\*

## 静岡市教育委員会の新指針

### 新型インフルエンザ感染の対応について

#### ■学級閉鎖とする患者数

1 学級に **9人以上**の罹患者

#### ■変更実施日

**平成 21 年 11 月 30 日(月)より**

上記の変更以外は、これまでと同様の対応をさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

- (1) 生徒が新型インフルエンザと診断された場合、**5 日間の自宅待機**とします。(A 型インフルエンザと診断された場合も含む)5 日間とは、医療機関で診断を受けた日を含めた日数です。
- (2) 患者との濃厚接触者は登校可能ですが、**5 日間の健康観察**を行います。
- (3) 家族内や集団内に新型インフルエンザの患者が発生した場合も、一定期間の健康観察の他に、場合によっては保健所等より登校の自粛をお願いする場合があります。

#### ■長期休業中の対応について

- (1) 生徒等の複数が新型インフルエンザと診断され、同一集団での感染の場合、部活動・学校行事(児童会・生徒会活動等)は **5 日間中止**とする。
- (2) 長期休業中以外の部活動等も、**長期休業中の対応に準ずる**。

(一部抜粋)

\*\*\*\*\*